

株 主 各 位

東京都千代田区神田練堀町3番地  
アセンテック株式会社  
代表取締役社長 佐藤直浩

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年4月21日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2020年4月22日（水曜日）午後1時
  2. 場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地  
富士ソフトアキバプラザ7階 EXルーム1  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項 第12期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規程に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ascentech.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、当該事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類に含まれております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ascentech.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

当社第12期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までのお身体の状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ・議決権は書面でも行使することができますので、ご検討ください。

### 2. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する取締役、監査役及び運営係員は、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

### 3. ご来場される株主様へ

- ・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。  
また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・会場内では、席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ascentech.co.jp/>) にてお知らせいたします。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

( 2019年2月1日から  
2020年1月31日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2019年2月1日～2020年1月31日）におけるわが国経済は、企業の業績拡大について、足踏み感が出てきております。また、海外でも米中貿易摩擦の影響による中国経済の成長鈍化などにより、景気の下振れリスクが高まりつつあります。

一方、ITインフラ分野においては、政府による働き方改革の推進により、生産性向上と効率的な業務を目的に、テレワークの導入やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入が進んでいます。

このような事業環境のもと、当事業年度においては、事業戦略の一つである「自社製品の開発と展開」において、Atrust社と協同開発した大規模仮想デスクトップ対応の「リモートPCアレイ200」や、RPA利用に適した「リモートPCアレイ50」等の新製品販売が堅調に推移しました。また、自社製品であるソフトウェア型シンクライアント「Resalio Lynx」（レサリオリンクス）に搭載している機能について、特許を取得いたしました。

さらに、もう一つの事業戦略である「継続収入ビジネスの拡大」においては、サブスクリプション型に完全移行した自社製品「Resalio Lynx」や自営保守サービスなどの継続収入ビジネスの増加が続いております。

一方、自社製品以外においても、2019年10月には海外テクノロジーベンダーである Numecent Inc（本社：米国）の親会社への資本参加を発表し、アプリケーションをセキュアに配信する「Numecent Cloudpaging」の更なる販売拡大に努めております。Cloudpaging テクノロジーは、日本国内でも既に大学など文教市場で、多くの利用実績のあるソリューションであります。

当事業年度の売上高は、仮想デスクトップビジネスの事業領域で、テレワークの導入及びサイバーセキュリティ対策需要の増加に伴い、堅調に推移しました。また、仮想インフラ及びストレージの事業領域においても地方公共団体や国内大手クラウド事業者などのITインフラを受注したことや、自社製品であるリモートPCアレイ製品の拡販が進んだことにより売上高が堅調に推移しました。

また、利益面においては、特に自社製品である「Resalio Lynx」や「リモートPCアレイ」、自営保守サービスなどの売上高が伸びていることにより、増益となっております。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高5,932,856千円（前期比8.7%増）、営業利益456,170千円（前期比21.0%増）、経常利益451,367千円（前期比18.4%増）、当期純利益325,705千円（前期比22.5%増）となりました。

なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資は、工具、器具及び備品、ソフトウェアなど総額30,131千円となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2017年1月期)	第10期 (2018年1月期)	第11期 (2019年1月期)	第12期 (当事業年度) (2020年1月期)
売上高(千円)	3,275,608	4,326,644	5,456,049	5,932,856
経常利益(千円)	217,740	268,627	381,179	451,367
当期純利益(千円)	140,110	188,116	265,779	325,705
1株当たり当期純利益(円)	25.17	30.00	40.16	48.50
総資産(千円)	1,274,118	2,183,767	2,220,548	2,768,214
純資産(千円)	671,734	1,169,452	1,412,728	1,704,346
1株当たり純資産額(円)	120.00	177.93	212.25	251.18

(注) 当社は、2016年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2017年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の更なる成長に向けた対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

① 自社製品の開発と拡販

当社は仮想デスクトップシステムのスペシャリスト集団として、既存製品では吸収できない仮想デスクトップに関わるお客様のご要望にこたえるため、自社製品の開発を進めております。

引き続き、高い技術力を持った人材の育成と最新テクノロジーの追求、またセキュリティ技術の研究を進めて、新たな自社製品の開発と既存自社製品の改良に取り組み、自社製品の拡販を図ってまいります。

② 継続収入ビジネスの拡大

当社は安定的な収益基盤を一層強固なものにするため、継続収入ビジネスの拡大に取り組んでおります。

具体的な施策として、「Resalio DaaS SS」等クラウドサービスの展開、「Resalio Lynx」のサブスクリプション化、自営保守ラインナップの拡充、プレミアムサポート&サービスの拡大に取り組み、継続収入ビジネスの拡大を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2020年1月31日現在)

当社の主な事業は、ITインフラ事業であります。

[ITインフラ事業]

当社の事業セグメントは、単一のITインフラ事業であります。ITインフラ事業は、仮想デスクトップビジネス、仮想インフラ及びストレージビジネス、プロフェッショナルサービスビジネス、クラウドサービスビジネスの4つの事業領域で構成しております。

(6) **主要な事業所** (2020年1月31日現在)

本	社	東京都千代田区
事	業	所 東京都台東区

(7) **使用人の状況** (2020年1月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75名	7名増	38.7歳	6.1年

(8) **主要な借入先の状況** (2020年1月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 22,384,000株

(注) 2019年2月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は11,192,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 6,761,400株

(注) 2019年2月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は3,313,200株増加しております。

(3) 株主数 1,586名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 ( % )
永森 信一	1,956,600	28.93
佐藤 直浩	822,300	12.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	769,400	11.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	584,800	8.64
松浦 崇	407,400	6.02
野村信託銀行株式会社(投信口)	168,200	2.48
株式会社ネットワーク	150,000	2.21
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	108,958	1.61
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	93,300	1.37
MSIP CLIENT SECURITIES	75,300	1.11

(注) 1. 上記上位10名の株主の持株数は、2020年1月31日現在の株主名簿上の持株数であります。

2. 持株比率は自己株式(168株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2014年12月16日	
新 株 予 約 権 の 数	30個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき200株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 28,000円 (1株当たり 140円)	
権 利 行 使 期 間	2015年8月1日から 2020年7月31日まで	
行 使 の 条 件	(注) 2	
役 員 状 況 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名

(注) 1. 2016年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

2. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- ②本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ③当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。



		第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年3月13日
新 株 予 約 権 の 数		280個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり 4,800円 (1株当たり 24円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 289,000円 (1株当たり 1,445円)
権 利 行 使 期 間		2019年5月1日から 2025年3月28日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3名

(注) 1. 2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

2. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者は、当社ののれん償却前営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該のれん償却前営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 2019年1月期乃至2021年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が500百万円を超過した場合：20%

(b) 2019年1月期乃至2022年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が600百万円を超過した場合：50%

(c) 2019年1月期乃至2023年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が700百万円を超過した場合：100%

なお、上記におけるのれん償却前営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益に、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合、連結キャッシュ・フロー計算書）におけるのれん償却額を加算して、のれん償却前営業利益を算出するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年1月31日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 藤 直 浩	
取締役副社長	松 浦 崇	ソリューション本部長
取 締 役	萬 歳 浩 一 郎	栄進商事株式会社 取締役 ライフサイエンスコンピューティング株式会社 代表取締役社長 株式会社システム・ビット 代表取締役社長 株式会社アクション・ジャパン 取締役
取 締 役	高 谷 英 一	ニューグラス株式会社 代表取締役社長 株式会社クリエイターズ・ヘッド 取締役
常 勤 監 査 役	鶴 田 二 郎	
監 査 役	松 田 英 典	ビジネス・コンシェルジュ株式会社 代表取締役社長
監 査 役	山 本 勲	

- (注) 1. 取締役高谷英一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役鶴田二郎氏、監査役松田英典氏及び監査役山本勲氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	37,548千円 (1,740)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	11,040 (11,040)
合 計 (うち社外役員)	7 (4)	48,588 (12,780)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年4月28日開催の第9期定時株主総会において、年額80百万円以内（うち社外取締役分を年額10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 当社は、役員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。当社の確定拠出制度への要拠出額はありますが、前払退職金制度の支給額は780千円であります。上記の報酬等の額には、前払退職金制度の支給額も含めております。
4. 監査役の報酬限度額は、2013年4月24日開催の第5期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高谷英一氏は、ニューグラス株式会社の代表取締役社長及び株式会社クリエイターズ・ヘッドの取締役であります。ニューグラス株式会社及び株式会社クリエイターズ・ヘッドと当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松田英典氏は、ビジネス・コンシェルジュ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 高 谷 英 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 鶴 田 二 郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見に基づく発言を適宜行っております。
監査役 松 田 英 典	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見に基づく発言を適宜行っております。
監査役 山 本 勲	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と経験を通して培われた高い識見に基づく発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)取締役及び使用人は行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務執行にあたり、法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとし、コンプライアンス体制の維持・構築については、代表取締役を責任者とする「内部監査委員会」を設置し、内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとし、

(ロ)取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づいて、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための社内教育、研修を定期的に行うものとし、また、内部監査担当者は、コンプライアンス委員会の活動状況を定期的に監査するものとし、

(ハ)法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築するものとし、

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理します。

(ロ)必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)危機管理体制については、リスク管理を統括する組織として取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置します。また、リスク管理委員会は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、さらにリスク管理委員会は定期的に取り締役に對してリスク管理に関する事項を報告するものとし、

(ロ)内部監査委員会はリスク管理委員会の活動状況を定期的に監査するものとし、

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせませす。代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項について、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直します。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
 (イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。  
 (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、補助すべき使用人が兼任で監査役補助業務を担う場合には、監査役の指揮命令に関し、取締役以下補助すべき使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととします。  
 (ハ) 補助すべき使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議し、同意を得ます。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
 (イ) 取締役は、取締役会等を通じて、監査役に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備します。  
 (ロ) 取締役は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
 監査役は、取締役会及びその他重要な経営会議に出席し、意見を表明します。監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ります。また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとしませす。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制  
 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役及び使用人に周知徹底します。  
 また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備し、組織全体で毅然とした対応をします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①コンプライアンス体制について

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。取締役副社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。

### ②リスク管理について

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

### ③取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役4名により構成されており、月1回定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

### ④監査役の職務の執行について

当社の監査役会は3名で構成されており、うち3名が社外監査役、社外監査役のうち1名は常勤監査役であります。監査役会は原則として、月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

また、各監査役は、監査役会で策定された監査役会規程、監査役監査規程及び監査計画に基づき、取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査人及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。



# 貸借対照表

(2020年1月31日現在)

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
<b>流動資産</b>	<b>2,530,369</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,033,113</b>
現金及び預金	1,248,700	買掛金	420,820
売掛金	631,360	未払掛金	30,517
商品	432,473	未払費用	2,529
仕掛品	4,291	未払法人税等	83,719
前払費用	184,540	未払消費税等	31,175
前払費用	21,673	前受金	460,318
その他の金	9,564	前受金の他	1,424
貸倒引当金	△2,235	その他の負債	2,608
<b>固定資産</b>	<b>237,845</b>	<b>固定負債</b>	<b>30,755</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>62,338</b>	その他の負債	30,755
建物	25,662	<b>負債合計</b>	<b>1,063,868</b>
工具、器具及び備品	36,675	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>14,129</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,698,050</b>
ソフトウェア	1,494	資本金	233,700
その他の	12,634	資本剰余金	260,700
<b>投資その他の資産</b>	<b>161,377</b>	資本準備金	220,700
投資有価証券	49,067	その他の資本剰余金	40,000
破産更生債権等	9,720	<b>利益剰余金</b>	<b>1,203,985</b>
長期前払費用	16,469	その他の利益剰余金	1,203,985
保険積立金	24,602	特別償却準備金	2,928
繰延税金資産	25,437	繰越利益剰余金	1,201,057
その他の	45,801	<b>自己株式</b>	<b>△336</b>
貸倒引当金	△9,720	評価・換算差額等	247
<b>資産合計</b>	<b>2,768,214</b>	その他有価証券評価差額金	247
		<b>新株予約権</b>	<b>6,048</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,704,346</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,768,214</b>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

( 2019年 2 月 1 日から  
2020年 1 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,932,856
売 上 原 価	4,955,640
売 上 総 利 益	977,215
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	521,044
営 業 利 益	456,170
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	22
為 替 差 益	9,330
助 成 金 収 入	7,134
そ の 他	266
	16,754
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	64
貸 倒 損 失	3
市 場 変 更 費 用	20,467
そ の 他	1,022
	21,558
経 常 利 益	451,367
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	192
	192
税 引 前 当 期 純 利 益	451,559
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	139,981
法 人 税 等 調 整 額	△14,128
当 期 純 利 益	325,705

# 株主資本等変動計算書

( 2019年 2月 1日から )  
( 2020年 1月 31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金 特別償却準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	228,875	215,875	40,000	255,875	5,003	919,660	924,663	△253	1,409,161
当期変動額									
新株の発行	4,825	4,825		4,825					9,650
剰余金の配当						△46,383	△46,383		△46,383
特別償却準備金の取崩					△2,075	2,075	-		-
自己株式の取得								△82	△82
当期純利益						325,705	325,705		325,705
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	4,825	4,825	-	4,825	△2,075	281,397	279,322	△82	288,889
当期末残高	233,700	220,700	40,000	260,700	2,928	1,201,057	1,203,985	△336	1,698,050

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	-	△2,672	△2,672	6,240	1,412,728
当期変動額					
新株の発行					9,650
剰余金の配当					△46,383
特別償却準備金の取崩					-
自己株式の取得					△82
当期純利益					325,705
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	247	2,672	2,920	△192	2,728
当期変動額合計	247	2,672	2,920	△192	291,617
当期末残高	247	-	247	6,048	1,704,346

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月16日

アセンテック株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 岸 聡 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鹿 島 寿 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アセンテック株式会社の2019年2月1日から2020年1月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年2月1日から2020年1月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月18日

アセンテック株式会社 監査役会  
常勤監査役 鶴田二郎 印  
(社外監査役)  
社外監査役 松田英典 印  
社外監査役 山本 勲 印

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案しました結果、以下のとおり、第12期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### ・期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は47,328,498円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年4月23日といたしたいと存じます。



第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行い、併せて監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- ② 今後の事業展開の促進を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を7名以内に変更するものであります。
- ③ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更及び一部字句の修正を行うものであります。本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条	第2条
1. ~10. (条文省略)	1. ~10. (現行どおり)
11. 前各号に附帯する一切の事業	11. 前各号に附帯 <u>関連</u> する一切の事業
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>5名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は7名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員</u>でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u>
	<p><u>第27条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
<p><u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p><u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<u>第28条</u> (条文省略)	<u>第29条</u> (現行どおり)
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
<p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<u>第30条</u> (条文省略)	<u>第31条</u> (現行どおり)
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	(削除)
(監査役の数)	(削除)
<u>第31条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。	

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>2 <u>当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	



現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第42条 (条文省略)	第36条～第37条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第44条～第47条 (条文省略)	第39条～第42条 (現行どおり)
(新設)	附則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、<u>第12期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></li> <li>2. <u>第12期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></li> </ol>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）として4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	き とう なお ひろ 佐 藤 直 浩 (1958年7月8日)	1981年4月 日本テキサス・インスツルメンツ(株) 入社 1988年11月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 2006年8月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ (現(株)インタア・ホールディングス) 入社 2006年8月 Guest-Tek Interactive Entertainment Ltd. (Canada) 取締役 就任 2006年10月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ (現(株)インタア・ホールディングス) 取締役社長 就任 2009年2月 当社代表取締役社長 就任 (現任) 2009年2月 (株)エム・ピー・ホールディングス (現(株)インタア・ホールディングス) 代表取締役社長 就任	822,300株
2	まつ うら たかし 松 浦 崇 (1968年9月19日)	1991年4月 日本ユニシス(株) 入社 2001年7月 シトリックス・システムズ・ジャパン(株) 入社 2006年2月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ (現(株)インタア・ホールディングス) 入社 ソリューション本部本部長 2009年2月 当社取締役ソリューション本部長 就任 2009年10月 (株)エム・ピー・ホールディングス (現(株)インタア・ホールディングス) 取締役 就任 2013年4月 当社取締役副社長 ソリューション本部長 就任 2020年2月 当社取締役副社長 第一技術本部長 就任 (現任)	407,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	ばん ざい こう いち ろう 萬 歳 浩 一郎 (1974年2月19日)	1998年4月 メリルリンチ証券(株)東京支店 入社 2001年10月 ドイツ証券(株)東京支店 入社 2004年3月 メリルリンチ日本証券(株) 入社 2007年3月 三菱UFJメリルリンチPB証券(株)へ 転籍 2007年5月 ドイツ証券(株) 入社 2011年1月 (株)システム・ビット 入社 2011年3月 当社監査役 就任 2011年8月 当社取締役 就任 (現任) 2011年8月 栄進商事(株) 取締役 就任 (現任) 2011年11月 (株)システム・ビット 取締役 就任 2015年12月 ライフサイエンスコンピューティング (株)代表取締役社長 就任 (現任) 2015年12月 (株)システム・ビット 代表取締役社長 就 任 (現任) 2018年1月 (株)アクション・ジャパン 取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 栄進商事(株) 取締役 ライフサイエンスコンピューティング(株) 代表取締 役社長 (株)システム・ビット 代表取締役社長 (株)アクション・ジャパン 取締役	26,000株
4	たか や えい いち 高 谷 英 一 (1948年5月4日)	1971年4月 住友商事(株) 入社 1997年4月 住商データコム(株) 代表取締役社長 就 任 2001年4月 函研ネットワークウエイブ(株) 代表取締役社 長 就任 2008年7月 ニューグラス(株) 代表取締役社長 就任 (現任) 2009年8月 フォーティネットジャパン(株) 入社 2014年6月 (株)クリエイターズ・ヘッド 取締役 就任 (現任) 2017年4月 当社社外取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) ニューグラス(株) 代表取締役社長 (株)クリエイターズ・ヘッド 取締役	1,400株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 萬歳浩一郎氏及び高谷英一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由
- (1) 萬歳浩一郎氏は、金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 高谷英一氏は、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有し、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 高谷英一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、萬歳浩一郎氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、高谷英一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、高谷英一氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、萬歳浩一郎氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、高谷英一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役として3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数
1	まつ だ ひで のり 松 田 英 典 (1948年2月4日)	1970年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 2001年6月 コムテック(株) 代表取締役社長 就任 2003年1月 (株)エスアールエルテクノシステム 代表取締役社長 就任 2007年7月 ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長 就任 2009年7月 (株)I S I Dアドバンスアウトソーシング 代表取締役社長 就任 2014年7月 ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長 就任 (現任) 2016年4月 当社社外監査役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長	—
2	やま もと いさお 山 本 勲 (1948年8月20日)	1973年4月 (株)池野通建 入社 1981年8月 日本デジタルイクイップメント(株) 入社 1996年5月 アップルジャパン(株) 入社 1997年10月 オートデスク(株) 入社 1998年10月 パーンジャパン(株) 入社 1999年9月 シトリックス・システムズ・ジャパン (株) 入社 2006年7月 同社 執行役員 営業本部長 2007年4月 同社 執行役員 副社長 2017年4月 当社社外監査役 就任 (現任)	—

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	よし 井 清 (1947年10月18日)	1983年12月 ネミック・ラムダ(株) 入社 1984年 7月 同社 経理部長 1987年 2月 同社 管理本部長兼経理部長 1990年 5月 同社 取締役管理本部長兼経理部長 1992年 8月 同社 監査役 就任 1992年 9月 吉井公認会計士事務所 所長 (現任) 2000年 6月 コムテック(株) 監査役 就任(現任) 2011年 2月 コムネクスト(株) 監査役 就任 (重要な兼職の状況) 吉井公認会計士事務所 所長 コムテック(株) 監査役	-

- (注) 1. 松田英典氏、山本勲氏及び吉井清氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 松田英典氏、山本勲氏及び吉井清氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者の選任理由
- (1) 松田英典氏は、IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 山本勲氏は、IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
- (3) 吉井清氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 松田英典氏及び山本勲氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって松田英典氏は4年、山本勲氏は3年となります。
6. 当社は、松田英典氏、山本勲氏及び吉井清氏の選任が承認された場合は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、松田英典氏及び山本勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、吉井清氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年4月28日開催の第9期定時株主総会において年額80百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

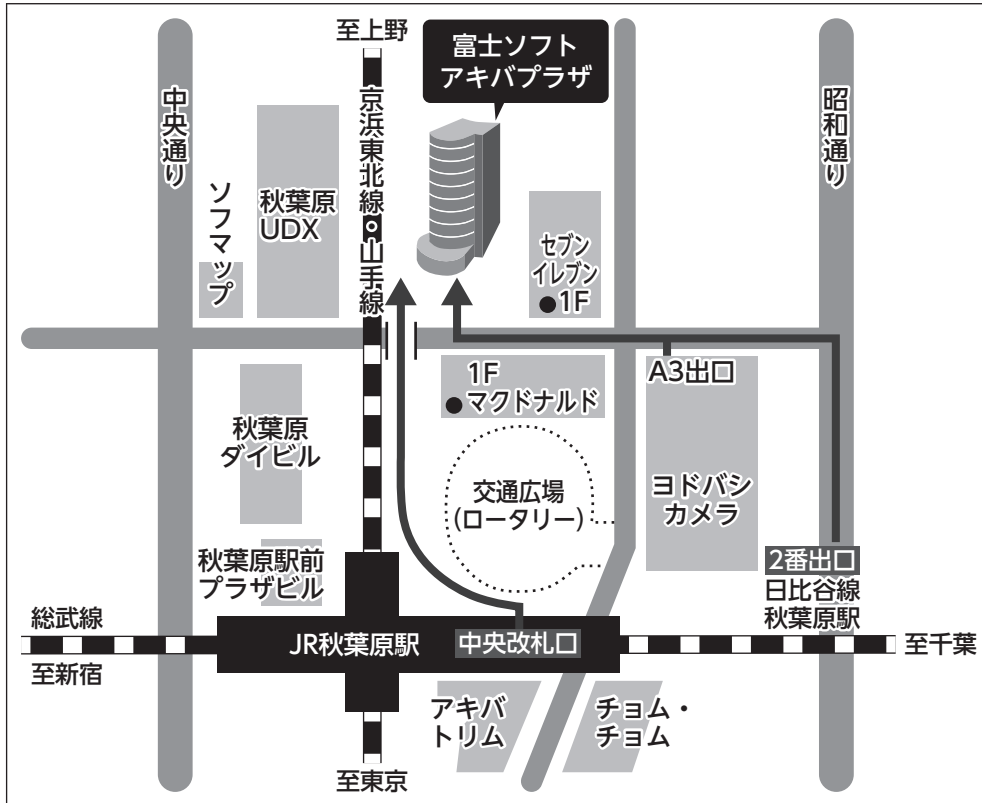
当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額20百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田練堀町3番地  
富士ソフトアキバプラザ7階 EXルーム1  
TEL (03) 5209-6285



- 交通
- ・JR・秋葉原駅中央改札口より徒歩5分
  - ・つくばエクスプレス線・秋葉原駅A3出口より徒歩1分
  - ・東京メトロ日比谷線・秋葉原駅2番出口より徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。